

育児の援助を受けたい方と
援助を行いたい方とを結びます

稲城市 ファミリー・サポート・センター

事業のご案内



いなぎーな

稲城社協オリジナルマスコットキャラクター

社会福祉法人
稲城市社会福祉協議会

〒206-0804

稲城市百村7番地 福祉センター内

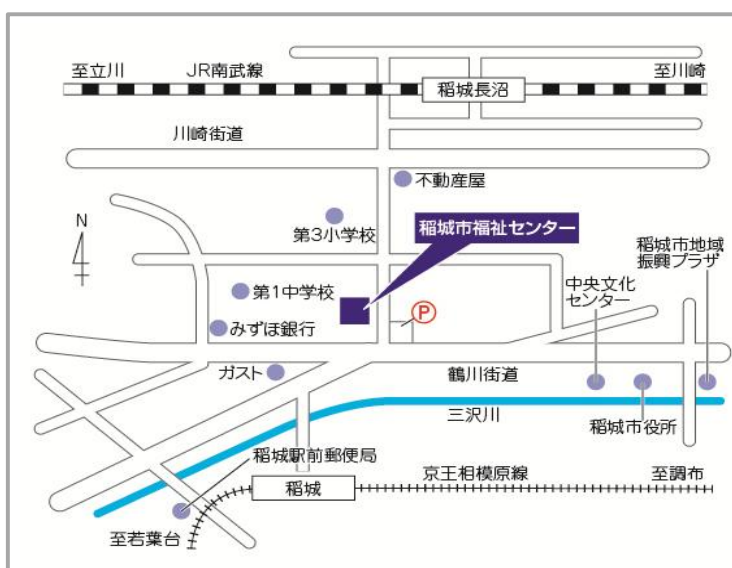
電話(直通) 042-378-5551

FAX 042-379-3722

メールアドレス

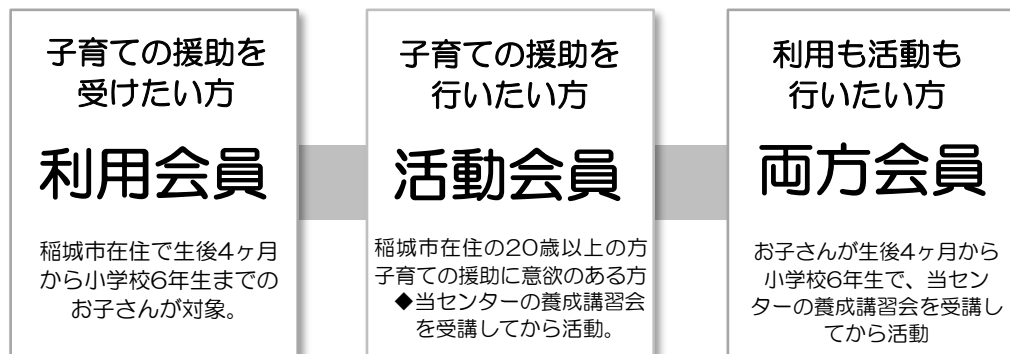
zaitaku@inagishakyo.org

開所時間 午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日、年末年始はお休み)



ファミリー・サポート・センターとは

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助を行いたい方が会員となり、地域の中で子育てを支援するたすけあい活動です。



◆ベビーシッターとは違う子育てサービスです（双方の都合が合った場合に活動が可能となります）

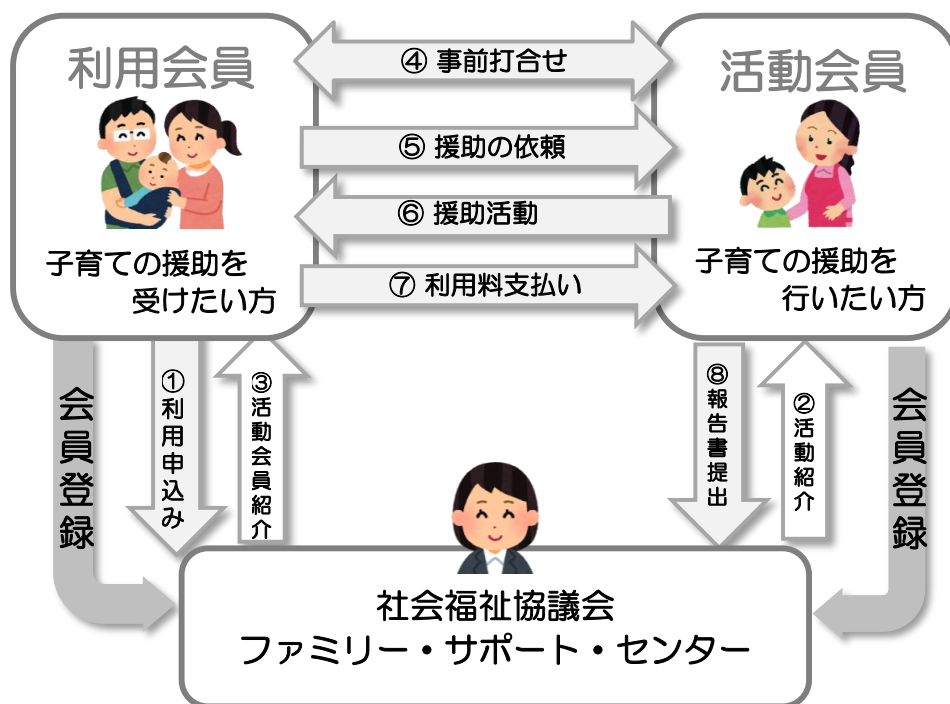
年会費

500円

（4月1日から翌年3月31日まで）

※会員登録は1年ごとの登録制です。毎年4月に更新になりますので、更新される場合は年会費と更新手続きが必要になります。

ファミリー・サポート・センターのしくみ



※利用会員と活動会員との「準委任契約」に基づき、センター(アドバイザー)が会員間の調整等を行います。

注意事項



いなぎ-な

- お互いに約束した時間、内容等は必ず守ってください。
- サポートを通じて知り得た情報は他に漏らさないでください。退会後も同様です。
- 会員間で政治・宗教活動への勧誘、物品の斡旋などは行わないでください。
- **事前打ち合わせの日程・利用日程が決まりましたらセンターへ報告してください。**
報告がない日は保険適用外となりますのでご注意ください。

利用の流れ

登 録

ファミサポの仕組み等ご説明後、会員登録の手続きとなりますのでセンターへお越しください。

- ・入会申込書兼登録書の提出と年会費の支払いをもって登録となります。
- ・センターへ来所前にご一報ください。

利用申込・ 活動会員の紹介

必要な日時や詳しい援助内容等を伺い、ご依頼内容を元に活動会員をお探しします。

- ・援助活動は、内容によって会員の自宅や公共施設などお子さんの安全が確保できる場所で行います。
- ・利用会員は、紹介された活動会員に早めに連絡をとり、事前打ち合わせの日程を調整してください。

事前打ち合わせ

お子さんと一緒にサポートが行われる場所（活動会員宅など）で打ち合わせをします。

- ・利用会員は「事前打ち合わせ票」にすべて記入し当日活動会員へお渡しください。（稲城市社会福祉協議会HPからダウンロードできます）

【事前打合せの内容】

- ・緊急連絡先の確認
- ・お子さんについて
- ・当日の支援内容や流れ
- ・会員同士の連絡方法
- ・預かり場所の安全チェック
- ・利用料支払い方法など、細かくご確認ください。

◆事前打ち合わせ時は、利用料は発生しません

援助活動中の 移動手段

活動会員の移動手段は、原則徒歩です。

ただし、状況により自家用車や電車、バス、タクシー、自転車（お子さんを乗せて運転することは不可）を利用することも可能です。

【自家用車を利用する場合】

- ・6歳未満、身長が140cm未満のお子さんにはチャイルドシートの着用が必要です。
- ・基本は利用会員に準備していただきますが、活動会員が持っている場合は相談可能です。また、活動以外の保管場所も双方で決めてください。
- ・保護者が一緒に乗車することはできません。

【自転車を利用する場合】※お子さんを乗せて運転は出来ません

- ・事故防止の面から活動会員は自転車を引いて移動することが前提です。
- ・お子さんを自転車に乗せて移動する支援となる場合には、チャイルドシートの使用とヘルメットの着用が必要です。
- ・安全面の確保からお子さんの年齢や特性により制限させていただく場合があります。

利用日当日

お子さんの体調がいつもと変わらないか確認して、活動会員へ伝えて引き渡ししてください。

- ・活動中に何かあれば、緊急連絡先へ連絡することがあります。
- ・活動が終了したら、活動報告書にサインをしてください。

利用料支払い

会員同士で利用料の計算をし、原則その都度、利用会員は活動会員へ利用料のお支払いをしてください。

- ・その場で直接支払いができない場合は、遅くとも当月中に必ずお支払いをし、活動報告書の控えを活動会員より受け取ってください。
- ・利用料の支払い方法は原則現金ですが、振込やバーコード決済など、会員同士で合意が取れば可能です。

利用料

利用料はその都度、会員間で計算して支払うことになります。

曜 日	利 用 時 間	利用料 (一人1時間あたり/二人目から半額)
月～金曜日	午前6時～午前8時まで	1,000円
	午前8時～午後8時まで	900円
	午後8時～午後10時まで	1,000円
土・日曜日・祝日 年末年始 (12/29～1/3)	午前6時～午前8時まで	1,100円
	午前8時～午後8時まで	1,000円
	午後8時～午後10時まで	1,100円
取消料	前日まで (午後8時ころまでを目安)	無料
	当日	500円
その他の費用	食事代 (1回)	300円
	おやつ代 (1回)	100円
	ガソリン代	30円/km
	交通費	実費分※下記参照
	移動時間	活動場所まで1 km以上離れている場合

- 利用時間は、お子さんをお預かりしている時間です。
- 活動会員宅から活動場所まで (またはその帰り) の実際の移動距離が1キロ以上離れている場合は、移動にかかった時間と利用時間を合計した時間が利用料の対象となります。
※同時に複数のお子さんの支援をおこなった場合、移動時間が利用料に含まれるのは一人分のみ
※移動時間は、天候等による移動手段の変更にも考慮しながら、実際にかかる時間を想定し、
利用会員・活動会員相互の了承のもと、事前に決定してください。
- 複数の児童 (兄弟姉妹に限る) の預かりの場合、利用料は2人目から半額となります。
- 活動会員の自家用車で支援した場合、活動に要した距離のガソリン代として1kmあたり30円を利用会員が負担します。※チャイルドシートは利用会員が準備してください。
- 援助活動中にかかる交通費 (電車、バス、タクシー代等) 及び駐車場代については、実費を利用会員が負担します。また、活動会員が活動場所まで行き来するためにかかった交通費に関して、以下のいずれかに該当する場合は利用会員の負担となります。
①活動開始場所、終了場所が共に市外である場合
②稲城市に隣接する市 (多摩市、府中市、調布市、川崎市多摩区麻生区) 以外の場所で活動を開始または終了した場合 (この場合隣接する市以外の活動場所～活動会員宅の交通費が利用者負担となります。)

利用料の補助などの問い合わせ

▼稲城市あそびの広場向陽台 TEL 370-0106

・利用料の補助

産後の体調不良や多胎児出産、生活保護及び低所得世帯、障害児を養育する世帯などの保護者を対象として利用料の一部を市が補助します。

・援助活動時間前後の交通費等助成

活動会員が援助活動場所までの往復にかかった交通費等の一部を市が助成します。(地域制限あり)

・マイスター制度

「稲城市ファミサポマイスター」として認定された方に対し、活動費を市が助成します。

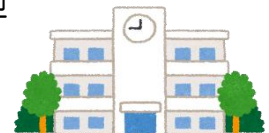
▼稲城市役所子育て支援課 TEL 378-2111

・幼児教育無償化による給付

「幼児教育・保育無償化」により、市で保育の認定を受けた方を対象として、利用料を市が給付します。

援助内容一覧表

- 1 保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り（通し）
- 2 保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり（通し）
- 3 保育所・幼稚園の登園前の預かり（登園前の預かりのみ）
- 4 保育所・幼稚園の帰宅後の預かり
- 5 保育所・幼稚園までの送りまたは迎え（送りだけ・迎えだけ）
- 6 学童の放課後の預かり（※授業終わりからの預かり）
- 7 学童保育の迎え及び帰宅後の預かり
- 8 学童保育からの帰宅後の預かり
（※子どもが学童保育から自分で活動会員さん宅へ
帰宅した後の預かり）
- 9 子どもの病気時の預かり（※病時は不可。回復期のみ対応可能）
- 10 子どもの習い事の場合の預かりや送迎
- 11 保育所・学校等休み時の預かり
- 12 保育所等施設入所前の預かり
- 13 保護者等の短期間・臨時的就労の場合の預かり
- 14 保護者等の求職活動中の預かり
- 15 保護者などの冠婚葬祭による外出時の預かり
- 16 保護者等の外出時の預かり
- 17 保護者等の病気、その他急用の場合の預かりや送迎
- 18 他の子ども(兄弟姉妹)の学校行事の場合の預かり
- 19 学童保育へ送り
- 20 小学校へ送り
- 21 その他（※上記の項目に当てはまらない内容の援助）



※入浴・沐浴、利用会員宅での家事援助（調理・掃除など）はお受けできません。

※お子さんの看病や投薬、通院することはできません。保育園からの呼び出しがあった場合にも、保護者の代わりにお迎えに行くことはできません。

利用時間と算定方法



1	利用時間は、利用会員と活動会員との話し合いで決めます
2	利用時間は、1回の援助活動ごとに計算します (早朝1回、夕方1回の場合、活動は2回になります)
3	1回の利用時間が1時間未満の場合には、1時間として計算します
4	利用開始時刻から1時間をカウントし、その後30分毎にカウントします
5	料金の異なる時間帯をまたがる場合、またがる部分は料金の高いほうで算定します
6	活動会員宅から活動場所まで（またはその帰り）の実際の移動距離が1キロ以上離れている場合は、移動時間と利用時間を合計した時間が利用料の対象となります。

利用時間	算定時間
利用開始～1時間00分まで	1 時間
1時間01分～1時間30分まで	1 時間30分
1時間31分～2時間00分まで	2 時間
2時間01分～2時間30分まで	2 時間30分



【サポート時間：例】

